

国立大学法人北海道大学における受動喫煙防止に関する当面の方針

平成21年5月26日
役員会決定

第1 目的

この方針は、国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）における受動喫煙防止対策の基本方針等を示すことにより、本学の教職員、学生等の健康の増進及び快適なキャンパス環境の形成を図ることを目的とする。

第2 対象者及び対象地域

この方針の対象者は、本学の教職員、学生等及び学外者で本学札幌キャンパス構内（北海道大学病院の敷地を除く。以下同じ。）に立ち入る者とし、対象区域は本学札幌キャンパス構内とする。

第3 基本方針

- (1) 原則として建物内に喫煙指定場所を設け、当該喫煙指定場所以外の喫煙を禁止する。
- (2) 喫煙指定場所は、周囲に煙、匂い等の影響を及ぼさないように設置するものとする。
- (3) 歩行喫煙は禁止する。
- (4) 第1号及び前号の方針を遵守させるため、本学の教職員、学生等及び学外者への周知徹底を図るものとする。
- (5) 部局等の判断により、当該部局等において、全面禁煙の措置を講ずることを妨げない。

第4 啓発活動等

- (1) 本学の教職員、学生等に対して、喫煙による健康被害に関する啓発活動を行う。
- (2) 禁煙を希望する者に対して、北海道大学病院の第一内科禁煙外来への受診を勧める。

付 記

この方針は、平成21年8月1日から実施する。